

各 位

NECインフロンティア株式会社
代表取締役 社長 木内 和宣
(コード番号 6705)

ストックオプション（新株予約権）に関するお知らせ

当社は、平成17年4月27日開催の取締役会において、商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき、ストックオプションとして新株予約権を発行することの承認を求める議案を下記の通り平成17年6月22日開催予定の当社第110期定時株主総会（以下「本総会」という）に提案することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 株主以外の者に対し特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由
当社取締役及び従業員の業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的とし、3.の要領に記載のとおり当社の取締役及び従業員に対し、新株予約権を無償で発行するものであります。
2. 新株予約権割当の対象者
当社取締役及び従業員
3. 新株予約権発行の要領
 - (1) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数
当社普通株式 130,000株を総株数の上限とする。
なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、それぞれ効力発生の時をもって、次の算式により新株予約権の目的となる株式の数を調整するものとする。但し、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整により生ずる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。
$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割（または併合）の比率}$$
また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行うことができるものとする。
 - (2) 発行する新株予約権の総数
130個を上限とする。（新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は1,000株とする。但し、上記(1)に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。）
 - (3) 新株予約権の発行価額
無償とする。
 - (4) 新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額
新株予約権行使時に払い込むべき新株予約権1個当たりの払込金額は、次により決定される1株当たりの払込金額に、上記(2)に定める新株予約権1個の株式の数を乗じた金額とする。
1株当たりの払込金額は、新株予約権を発行する日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）の東京証券取引所における当社株式普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。但し、当該金額が新株予約権発行日の東京証券取引所における当社株式普通取引の終値を下回る場合は、当該終値（取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値）とする。
なお、新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、それぞれ効力発生の時をもって、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行後、時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。但し、新株予約権の行使及び当社第105期及び第106期定時株主総会の決議に基づき当社が取得した自己株式を当該総会決議に基づきストックオプションの権利者に譲渡する場合は払込金額の調整は行わない。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「1株当たりの時価」とは、調整後払込金額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の終値の平均値の金額とし、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。また、「既発行株式数」とは、株主割当日がある場合はその日、その他の場合は調整後払込金額を適用する日の1ヵ月前の日における当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式の総数を控除した数とし、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

また、当社が、他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める払込金額の調整を行うことができるものとする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

平成19年7月1日から平成23年6月30日まで(4年間)

(6) 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時において、当社または当社の子会社の取締役もしくは従業員(以下、「対象者」という。)の地位にあることを要する。但し、退任、定年退職(定年扱による退職を含む。)によりかかる地位を喪失した場合は、喪失後2年間に限り権利行使を認める。

新株予約権の譲渡、質入れ、その他の処分及び相続は認めない。

上記の他、権利行使の条件については、本総会及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の対象となる取締役及び従業員(以下、「対象者」という。)との間で個別に締結する新株予約権割当に関する契約に定めるところによる。

(7) 新株予約権の消却事由及び条件

当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案並びに株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、当社は、当該新株予約権者が有する新株予約権を無償で消却することができる。

対象者が権利を行使する条件に該当しなくなった場合または新株予約権の全部もしくは一部を放棄した場合は、当社は当該新株予約権を無償で消却することができる。

(8) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。

(注) 本件につきましては、平成17年6月22日開催予定の当社第110期定時株主総会において、「ストックオプションとして新株予約権を発行する件」が承認可決されることを条件といたします。

< 報道関係からの問い合わせ先 >

NECインフロンティア(株) 総務人事部 (電話 03-5282-5803)